

令和8年7月

会 員 各 位

一般社団法人 山口県自動車整備振興会

会費（差等割賦課金）の額改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当会の会費（差等割賦課金）は持込検査時又は保安基準適合証交付時及び電子保安基準適合証登録（発行）時に、1台当たり230円の会費を納入していただいていたところですが、令和8年10月1日より、下記のとおり改定させていただきますこととなりました。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

【改訂額】 ※令和8年度通常総会第3号議案より抜粋

会費の種類	納入時期	金 額	
		旧	新
差等割賦課金	自動車検査時（一台あたり）	230円	350円

〔適 用〕

令和8年10月1日より